



## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

(近現代分野)の鑑定評価における価格評価事業者認定制度実施要項(案)及び「美術品(近現代分野)の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン(案)」に関するパブリック・コメント(「本パブコメ」)が実施されておりましたが、令和6年4月23日、美術品(近現代分野)の鑑定評価における価格評価事業者認定制度(「本制度」)の決定と本パブコメの結果が公表されました<sup>1</sup>。

本制度は、わが国の美術品市場における流通促進のための基盤整備の一環として、価格評価の信頼性を高めるために、透明性・客観性の高い方法で美術品の価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定することにより、美術品(近現代分野)の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供することを目的とする制度です。

今般決定が公表された「美術品(近現代分野)の鑑定評価における価格評価事業者認定制度実施要項」(「**本実施要項**」)及び「美術品(近現代分野)の鑑定評価における価格評価の手法、手順についてのガイドライン」(「**本ガイドライン**」)は、いずれも、本パブコメの対象となった従前の案から大きく変更されてはいませんが、特に本ガイドラインについて、本パブコメ後に以下の修正が加えられています。いずれも、評価者による説明を要する事項を新たに明示するもので、公平かつ透明な評価がなされたか否かに関する客観的な検証を可能とする趣旨のものと考えられます。

- ①取引事例比較法を適用する場合であって、事情補正及び時点補正が必要となる場合には、類似作品の取引価格の変動率等要因資料により算定根拠を示して評価価格に関する合理的な説明を明記することが求められることとなった(修正前は、事情補正が必要となる場合には要因資料を根拠として示すことのみが求められていた。)
- ②精通者意見価格を適用する場合、取引事例比較法をとることができない理由について、評価書に明記することが求められることとなった(修正前は、理由の明記が求められていなかった。)
- ③精通者意見価格を適用する場合、価格評価にあたっては、まず評価作品の作家の展覧会歴等により参考価格を示すとともに、類似作品の取引価格の変動率等要因資料により算定根拠を示して評価価格に関する合理的な説明を明記することが求められることとなった(修正前は、原則として要因資料を示して評価価格の評価根拠を述べることのみが求められていた。)

なお、本実施要項の実施に関し必要な事項は、別に実施細則によって定められることとなっておりますが、本実施要項によれば、実施細則は、第三者委員会委員の構成資格、認定要件、非違行為や遵守事項を定めることとなっており、重要な内容が実施細則において定められることもあり得ますので、今後も注意が必要です。

また、文化庁文化経済・国際課第4期文化経済部会(第1回)の公表資料(「令和5年度報告及び令和6年度の検討の方向性」)によれば、本制度については、令和6

<sup>1</sup> [美術品\(近現代分野\)の鑑定評価における価格評価事業者認定制度の決定と意見募集結果についてお知らせします | 文化庁 \(bunka.go.jp\)](#)

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

年 10 月から 11 月頃に認定申請を受け付け、令和 6 年 12 月頃に認定を実施する予定とのことです。

(高橋 悠)

## 2. グラフィティと著作権法・商標法（後編）

本号では、[MHM Culture & Arts Journal -Issue22- \(2024 年 3 月号 \(vol.31\)\)](#) に引き続き、グラフィティの制作態様の特殊性と作品としての芸術性に起因して生じる法的問題のうち、著作権法及び商標法上の問題について概観します。前編では、グラフィティの著作物性や著作権が制限される場合について説明しましたが、後編では、グラフィティと著作者人格権の問題及び商標権による保護の可能性について説明します。

### (4) グラフィティと著作者人格権

2013 年、当時世界的なグラフィティの聖地として知られていた米国ニューヨーク州の 5Pointz において、グラフィティライターへ自身の建物を提供していた Jerry Wolkoff 氏（以下「Wolkoff 氏」といいます。）が、5Pointz の土地を再開発する目的で、グラフィティライターの許可を得ずに建物に描かれたグラフィティをペンキで塗りつぶすという事件が起きました。自身の作品を塗りつぶされたグラフィティライターらは、Wolkoff 氏に対して、自身のグラフィティを破壊された行為につき損害賠償を求める訴えを提起したところ、2020 年 2 月、連邦巡回区控訴裁判所は、グラフィティライターらのグラフィティに対する著作者人格権（moral rights）を認めたとうえで、Wolkoff 氏がグラフィティを塗りつぶした行為は、芸術家の権利保護に関する法律である the Visual Artists Rights Act（VARA）が禁止する、故意又は重過失により著名な作品を破壊する行為に該当するとして、Wolkoff 氏に対して、グラフィティライターに対する 675 万ドルの支払いを命じました。

日本の著作権法の下においても、創作に関与した著作者の人格的な利益を保護するために、著作者人格権として、著作物を最初に公表する権利（著作権法 18 条、公表権）、著作物の提供に際して氏名等を表示する権利（同法 19 条、氏名表示権）、著作物の改変を受けずに作品としての同一性を保持する権利（同法 20 条、同一性保持権）が著作者に付与されています。したがって、グラフィティに著作物性が認められる場合には、著作者であるグラフィティライターに上記の著作者人格権が認められます。そのため、例えば、上記 5Pointz のケースのように、建物の所有者による許諾に基づいてグラフィティが制作された後で、当該建物の所有者がグラフィティに手を加えたり、撤去等をする際には、グラフィティライターの同一性保持権等の著作者人格権を侵害しないかについて慎重な検討が必要となるものと考えます。他方、グラフィティライターが建物の所有者に無断でグラフィティを描いた場合、当該建物の所有者のグラフィティに対する行為について、グラフィティライターが

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

著作者人格権を主張することは、権利濫用（民法 1 条 3 項）に当たるとして許されないと評価される可能性がある点は、本稿前編（3）で著作権行使との関係で述べたとおりです。

#### （5）商標権によるグラフィティの保護

著作権による保護のほか、商標権によってグラフィティに対する権利を保持しようとする動きもみられます。もっとも、本来、商標権は、商品やサービスの出所を表示するため（これを商標的使用といいます。）に用いられる文字や図形等に対して与えられる独占排他権であるため、商品やサービスとは必ずしも結びつかないグラフィティを商標権によって保護することには限界があるとも言われています。商標権によるグラフィティの保護が問題となった事案として、Banksy のグラフィティに関する登録商標の有効性が争われた一連の件が挙げられます。Banksy 公認の著作権管理会社である Pest Control Office 社は、Banksy の著名なグラフィティである「Flower Thrower（花を投げる男）」や「Laugh Now（今は笑うがいい）」を含む複数のグラフィティを商標登録していました（以下「Banksy 商標」といいます。）。しかし、これらの Banksy 商標に対して、英国で Banksy のグラフィティ複製品等を販売している Full Colour Black 社から、Banksy 及び Pest Control Office 社は、Banksy 商標を商標的に使用する意図がないのにも関わらず商標登録を行った旨を主張し、出願時に「bad faith（悪意）」を有していたことを理由に、商標登録は無効であるとの異議が申し立てられました。結局、Banksy 商標のうち、「Laugh Now（今は笑うがいい）」については、2022 年 10 月に欧州連合（EU）の審判部によって「bad faith（悪意）」は認められず商標登録は有効であると判断がなされたものの、2020 年 9 月の欧州連合知的財産庁（EUIPO）による「Flower Thrower（花を投げる男）」に関する審判も含め、その他の異議が申し立てられた商標については、Banksy 及び Pest Control Office 社が出願時に「bad faith（悪意）」を有していたことが認められ、商標登録の無効が判断されるに至っています。日本の商標法においても、「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」であることが商標登録の要件とされており（商標法 3 条 1 項柱書）、商標的使用がなされる商標であることが求められています。したがって、具体的な商品や役務に使用する予定がない場合にこれを登録しても、登録査定時に又は事後的に登録が無効となる可能性があります。

なお、著作権ではなく、商標権によるグラフィティの保護を図る理由の一つとして、権利行使の際のグラフィティライターの匿名性の確保が挙げられます。著作権の行使の場面では、権利を行使する主体が著作権者であることを明らかにするためにも、創作者であるグラフィティライターに関する情報を秘匿したまま手続きを進めることが難しいのに対し、商標権の行使の場面では、登録されている商標権者が権利者であることが明らかであるため、Banksy 商標における Pest Control Office 社のような管理会社を表向きの権利者として手続きを進めやすいといった事情があ

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

ります。このような観点からも、商標権によるグラフィティの保護の可能性を模索することには一定の意義がありそうです。

#### (6) 結び

本稿前編の冒頭でも述べたとおり、グラフィティは、しばしば他人の建築物や道路などの公共財を支持体として描かれることからその制作態様の違法性が問題となる一方、現代においてはアート作品として高く評価されており、その社会的評価の二面性が特徴であるといえます。グラフィティに関する著作権法及び商標権法上の問題について、グラフィティが描かれた建築物等の権利者の利益と、グラフィティライターの利益を適切に調整するためには、このようなグラフィティの特殊性を踏まえることが重要であると考えます。

(瀧山 侑莉花)

### 3. ファストファッションを規制する法案がフランスの国民議会（下院）を通過

2024年3月14日、フランス下院はウルトラファストファッションに罰則を適用する法案を可決しました<sup>2</sup>。今後上院で審議される予定ですが、この法案が施行されれば、2025年から低価格の衣料品1点につき5ユーロ、2030年までには1点につき10ユーロの罰金が科されます。また、ファストファッションの広告についても禁止されることとなります。なお、今回可決された法案では、EC事業者が対象とされています。

ファッション業界は、従来から、大量の水やエネルギー、さらには有害物質の使用が指摘されており、温室効果ガスを最も排出する産業の一つとされてきましたが、とりわけファストファッションについては、環境負荷が懸念されてきました。

ファストファッションとは、一般に、最新の流行を反映した衣料品を、低価格かつ短時間で、大量に生産・販売するビジネスモデルを指します。このように、ファストファッションは大量生産・大量消費を前提としたビジネスモデルであるため、トレンドから遅れた在庫の大量廃棄など、以前からファッション業界で提起されてきた問題点が特に指摘されてきました。また、低価格の販売を維持すべく、多くの労働者が低賃金で雇用される傾向にあり、環境問題のみならず労働問題も抱えています。

このようなファッション業界の問題点に正面から施策を講じている国は稀有ですが、フランスは、この度可決された法案を含め、これまでに様々な政策を導入しています。2020年2月に「資源の循環と廃棄物の削減を目指した循環経済に関する法律」を公布し、世界で初めて、アパレルの売れ残り商品の廃棄を禁止しました。さらには、2023年10月、同法に基づき、フランス政府は、衣類や靴の修理をすると、

<sup>2</sup> [French lawmakers approve bill to apply penalties on fast fashion | Reuters](#)

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

代金の一部をフランス政府が負担する制度を導入しています。

ファッション業界が抱える問題点に対して、フランスが社会問題として取り組みを続ける中、EU もこれを追う形で、2025 年 5 月、閣僚理事会は、域内で事業展開するアパレル事業者に売れ残った服や靴などの衣料品を廃棄するのを禁じる法案を承認し、成立しました。

ファッション業界をはじめとして、欧州における、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環経済型社会への変革を促す動きは、今後日本やアメリカへ波及していく可能性が高いと思われる。現に EU の上記法案は、域内で事業展開するアパレル事業者に制限を課すものであり、欧州で事業を展開する日本企業も対応が迫られるものとなっています。アパレル事業者は、各国の施策を注視するとともに、施策に沿ったビジネスモデルを考案し、変革していく必要があるものと思われる。

(莊司 晴彦)

#### 4. アメリカのテネシー州で「声の肖像権」を認めるエルヴィス法が可決

2024 年 3 月 21 日、カントリーミュージックの聖地として知られるアメリカのテネシー州で「声の肖像権」を認める法案である「Ensuring Likeness Voice and Image Security Act（通称エルヴィス（ELVIS）法）」が可決されました。同法は同年 7 月 1 日より施行される予定です。

テネシー州の現行法である個人権利保護法（Personal Rights Protection Act of 1984）では、個人の名前や写真、肖像に対する権利を財産権として保護していますが、個人の声については同法における保護の対象外でした。しかし、無断で生成 AI を用いて本人の顔や声を模倣した動画等を生成する、いわゆるディープフェイクの出現などを受け、エルヴィス法では新たに個人の声についても個人の財産権として保護対象に含められることとなりました。この法律は、生成 AI の悪用からアーティストを法的に保護する先駆的な法律として注目を集めています。

これまでの個人権利保護法では、個人の名前や写真等を広告目的で使用するのみを禁止していましたが、エルヴィス法では、名前、写真、肖像、音声につき、あらゆる媒体における使用についてその個人が財産権を有すると規定されており、また財産権の対象となる「音声」については、個人の実際の音声か音声のシミュレーションにかかわらず、特定の個人を容易に識別でき、かつその個人に帰属する媒体中の音と定義されています。

アメリカでは、急速に発展する AI 技術をめぐり、様々な AI 規制の動きが広がっています<sup>3</sup>。2024 年 1 月には、下院議員の超党派グループにより、AI を使用した声

<sup>3</sup> なお、生成 AI を巡るトラブルとしては、2024 年 5 月 13 日に、女優スカーレット・ヨハンソンが、OpenAI により ChatGPT の音声機能として開発された合成音声「Sky」が、2013 年に自らが映画中で演じた AI アシスタントの声に似ているとして OpenAI に対し説明を求め、同年 5 月 19 日には Sky の利

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

や肖像の合成を規制する「AI Fake Replicas & Unauthorized Duplications Act（通称 No AI FRAUD Act）」が提出されました。また、2023年3月より、全米レコード協会や、グラミー賞主催団体であるレコーディングアカデミーなどを含む30以上の団体が参加する「ヒューマン・アーティストリー・キャンペーン」が組織され、人間の創造性を守るためのAI原則が提唱されています。この原則では、AIは人間の創造性をサポートするテクノロジーであることを前提に、著作権の保護は人間にのみ与えられるべきであることなどが主張されています。

日本では、声自体に著作権は認められておらず、パブリシティ権の問題として整理されます。パブリシティ権は明文上の根拠がなく、判例上認められている権利ですが、特定の人物を識別できるような声を使用した場合は、パブリシティ権侵害の対象となりうると考えられます。生成AIの登場により、簡単に他人の声を使用した合成音声を作成できるようになった今、日本においても「声」の権利や法的保護に関する議論が進んでいくことが期待されます。

(三浦 菜々実)

## ◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

### “文化芸術の中にある法を訪ねて (9)” 「鮭の文化」

富山県と新潟県の県境を走る北アルプスが断崖となって日本海に落ち込む辺りが、古くから交通の難所として名高い親不知・子不知です。かつて越中と越後とを行き交った旅人たちは、押し寄せる大波を洞窟などに避けながら、波間を見計らっては崖下の狭い砂浜を駆け抜けました。途中で波にさらわれる者も多く、親子といえども互いを構うゆとりもなく通り抜けようとしたことから、この名が付いたと伝えられています。この富山県境から日本海の海岸線に沿って300キロほど北上すると、今度は山形県境です。日本屈指の透明度を誇る笹川流れと呼ばれる紺碧の海と、奇岩や洞窟などが連なる変化に富んだ岩場の海岸が広がっています。300キロというと東京から仙台や名古屋までの距離にほぼ匹敵します。これだけでも越後という国の広大さが推し量れることと思います。越後の国、現在の新潟県は、上越市や糸魚川市付近を中心とする上越地方、長岡市を中心とする中越地方、そして、山形県境寄りの村上市を中心とする下越（かえつ）地方に区分されます。同じ越後と言っても、これだけ広大ですから、その文化にも長年の伝統に由来する様々な地域的特徴が見られます。その代表的なものの一つに食材とする魚が挙げられます。氷見の寒ブリと言えは今や全国的に有名ですが、富山湾に近接する上越地方も「ブリの文化」と言われており、お正月の料理にブリは欠か

用が停止されることとなるなどの動きがありました。

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

せない存在です。これに対して、下越地方は「鮭の文化」と言われ、鮭が欠かせない食材となっています。今回は、この下越地方の「鮭の文化」を巡る話を取り上げます。

下越地方に冬が到来すると、民家の軒先には鮭が吊るされます。「塩引き鮭」と呼ばれ、この地方の冬の風物詩となっています。鮭を開いて粗塩をまぶし暫く寝かせた後、水洗いして北西の季節風に3週間ほどさらします。低温多湿な寒風により鮭はゆっくりと発酵熟成し、鮭の持つアミノ酸が旨味成分へと分解されることにより生鮭にはない熟成した旨味が凝縮されていきます。そして、年末年始には程よく干し上がった塩引き鮭が食卓を飾ることになります。

昔から貴重な栄養源であり、収入源となってきた鮭を、下越地方では「魚の中の魚」という意味の方言で「イヨボヤ」と呼び、大切に守ってきました。鮭を大切にすることはその食べ方にも表れており、あらゆる部位を余すところなく使い切るとするのが村上の鮭料理の特徴で、その調理法は百種類を超えとも言われています。長期間寝かせた塩引き鮭を薄くスライスし、日本酒に浸して食べる「酒浸し」や、鮭の内臓を使った「めふん」という塩辛は、越後の人たちが昔からこよなく愛してきた酒の肴です。頭部の軟骨を薄くスライスし、大根おろしと柚子を甘酢であえて、イクラ（越後ではハラコと呼びます。）などを添えた「氷頭（ひづ）なます」はコリコリとした食感が一度食べたらやみつきになってしまいます。新潟の地酒とともに頂くこれらの料理には衆人を魅了するものがあり、今や厳冬期でも村上市内には鮭料理を目当てに大勢の観光客が訪れています。

鮭は自らが生まれた川に戻って産卵する回帰性を特性としています。村上市内の鮭のふるさととは三面川（みおもてがわ）です。この川では古くから鮭漁が盛んに行われており、江戸時代に入ってから、この地域を支配する村上藩の貴重な収入源にもなっていました。しかし長年にわたる乱獲から江戸時代中期には漁獲量が急減し、藩の財政にも深刻な影響を生じてきたため、危機感を抱いた村上藩は、青砥武平治という藩士に命じてその対策を講じることになりました。武平治は鮭の回帰性に初めて着目し、資源回復策としての種川の制を考案した恩人として地元では称賛されています。種川の制とは、サケの産卵に適した場所に蔦や柴で柵（種川の柵）を造り、川床などを鮭が産卵しやすい環境に整備し、併せて禁漁期間を設けるというもので、当時としては画期的な資源保護対策でした。これにより回帰する鮭も次第に増加して、村上藩の財政を大いに潤わせることになりました。

ところが、この種川の制を快く思わない人たちもいました。鮭の多くは種川の柵付近で産卵し、さらに上流には遡上しなかったため、この柵により鮭が獲れなくなったと考えた上流の漁師たちは、柵を破壊したり、漁師小屋に放火するなどの実力行使に出て、深刻な対立状況が生じてしまいました。三面川上流は当時天領になっており、村上藩と天領の村々との争いという構図になったのです。そして、幕府の直轄地である天領の村々は、幕府の裁判機関である評定所に村上藩を



## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

直訴する事態となりました。村上藩としても藩の存亡にかかわる重大事ですから、当然これを受けて立つこととなります。そこで、評定所での説明役という大役を担うことになったのが青砥武平治でした。評定所というのは、老中や大目付、奉行などで構成する幕府の枢要な裁判機関で、現在の最高裁判所に当たります。天領の漁師たちは、種川の柵により鮭の上流への遡上が妨害されており、長年にわたり有してきた既得権益を奪うものであると訴えました。これに対して、武平治は一步も引くことなく、種川の制と柵の設置の必要性、有益性について堂々とした論陣を張り、その主張を展開したと伝えられています。この評定は足掛け3年にも及ぶ長期訴訟となりました。訴えたのは天領の村々であり、このことが評定では村上藩の側に不利に働くことも懸念されました。しかし、最終的には村上藩の主張がすべて認められ、柵を破壊した天領側の村々が罰せられて、村上藩にとっては奇跡のような全面勝訴となって終わったのです。これは苦心して種川の制を考案した武平治ならではの偉業であったと言えます。この評定において武平治が展開した主張の詳細は分かりませんが、きっと「江戸時代中期には乱獲により既に鮭の漁獲量がかなり落ち込んでおり、上流の漁師の漁獲も相当に減少していて、既得権益の実態は乏しいものになっていたものと考えられること」「他方で、村上藩の鮭の漁獲量が回復したのは、その回帰性に着目して、種川の制により柵などを整備し、禁漁期間を設けるなどの資源回復と保全に努力した成果であること」「したがって、種川の制や柵の設置が、上流の漁師の既得権益を奪ったものとはいえないこと」などを主張の主要な柱にしたものと推測されます。

このところ鮭の遡上時期が少しずつ遅くなり、漁獲量も減少しているという指摘を耳にします。鮭は海水温が一定の温度以下になったときに故郷の川への遡上を始めると言われています。したがって、日本海の水温が十分に下がらないことにより、三面川の鮭の遡上も遅れ気味になっている可能性があります。これも地球温暖化の影響とすれば、まさに憂慮すべき事態です。温暖化が進めば、長年にわたり守り継がれてきた貴重な伝統文化も失われてしまいかねないことを我々は十分に認識しておくべきでしょう。

なお、浅田次郎さんの話題作「大名倒産」は、越後村上藩をモデルにしたと思われる丹生山（にぶやま）藩という架空の小藩を舞台にした痛快時代小説ですが、その中でも塩引き鮭は重要な役回りで登場しています。

(奥田 隆文)

## 【編集後記】

◇ 今回のコラムでは「食」の文化がとり上げられています。「食」は人の生活に不可欠な要素であり、「食文化」は人が生活する中で形づくられていくものですが、「鮭の文化」も下越の人々が厳しい環境の中で生きていくための知恵の集積から成り立っているようです。このように「食文化」は生まれるべくして生まれるものですが、それを継承していくためには、明確な目的や意図が必要になることもあります。その目的や意図が向かう先は、ときには抗えないかのように見える大きな環境変化かもしれません。人が生活する環境に大きな影響を与える地球温暖

## CULTURE & ARTS BULLETIN

化への目的・意図的な対策は年々進められているところですが、それが「鮭の文化」をはじめとした様々な「食文化」の継承にもつながることに、あらためて気づかされました。

- ◇ フランスや EU で進展するファストファッションに関する規制は、「鮭の文化」にまつわる逸話とは逆に、ファッションという文化（いわば「衣の文化」）がこれ以上地球環境に悪影響を与えないようにすることを目的とした取組みです。このような動きは、サプライチェーンにおける環境問題と結びつくものと言え、「衣」以外の文化にも広がっていく流れを生むかもしれません。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

（編集担当： [小田 大輔](#)、[山下 泰周](#)）